

愛知県環境影響評価審査会名古屋三河道路部会 会議録

- 1 日時 2026年5月8日（金）午後1時30分から午後2時40分まで
- 2 場所 愛知県環境調査センター 1階 第1会議室
- 3 議事
（仮称）名古屋三河道路（西知多道路～名豊道路区間）環境影響評価方法書について
- 4 出席者
 - (1) 委員
塚田部会長、渡邊委員
【オンライン出席】
阿部委員、伊藤委員、庄子委員、中野委員、横田委員
(以上7名)
 - (2) 事務局
環境局：大谷技監
環境局環境政策部環境活動推進課：
西川課長、小川担当課長、国立課長補佐、佐藤主査、西森主査、林主査、
大島主任
(以上8名)
 - (3) 都市計画決定権者等
5名
- 5 傍聴人
1名
- 6 会議内容
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ・ 会議録の署名について、塚田部会長が阿部委員と横田委員を指名した。

（仮称）名古屋三河道路（西知多道路～名豊道路区間）環境影響評価方法書について

 - ・ 資料1から資料5について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【庄子委員】鳥類の観点から、前回審査会の指摘事項に対する見解について、2点確認させていただく。

1つ目は、鳥類の調査範囲、調査地点、踏査ルートの設定についてである。本方法書では、動物の調査地域は「事業実施区域及びその端部から250m程度を目安とし、行動圏の広い重要な種等については、必要に応じて拡大する」と記載されている。また、資料4では、「猛禽類について繁殖行動が

確認された場合には、林内踏査を行い、営巣地点と改変区域と重ね合わせて評価する」とされている。

ただ、鳥類では特に猛禽類や水辺を広く利用する種、夜行性鳥類、集団ねぐらを形成する種については、繁殖地、採餌場所、ねぐら、移動経路などが250mの範囲を超えることが十分に想定される。

また、猛禽類では、営巣地そのものが確認されない場合でも、繁殖期の反復的な飛翔、採餌利用、止まり場利用などから重要な利用域と想定される場合がある。

これらを踏まえ、準備書においては、実際に設定した調査地点、踏査ルート、調査範囲について、どのような環境や種群を想定して設定したのか、また250mを超えて調査範囲を拡大した場合、または拡大しなかった場合のどちらの場合においても、その判断理由を示していただきたい。特に、猛禽類については、営巣地点のみならず、繁殖期の飛翔経路、行動内容、高利用域と改変区域における照明設置箇所や高架構造等との位置関係について、本審査会が適切さを判断できる形で整理していただきたい。

2つ目は、渡り通過個体及び夜行性鳥類の調査方法と、その結果の評価への反映についてである。前回審査会の指摘事項に対する見解では、「渡り鳥の昼間および夜間飛翔について想定される飛行高度を踏まえると、本道路による影響はない」とされている。一方、夜間調査については、「ミゾゴイやフクロウ類を中心に実施する」とされている。ミゾゴイやフクロウ類の夜間調査は重要であるが、これは主に夜行性鳥類の生息確認であり、渡り鳥や夜間通過個体の飛翔状況の把握とは目的が異なると思われる。特に、低空飛翔や照明影響が想定されるような場所においては、夜間に低空を移動する個体や地形に沿って通過する個体への影響が考えられるため、一般的な飛行高度のみで判断するのは難しい場合があると思われる。

よって、準備書では、夜行性鳥類の生息確認と、渡り鳥や夜間通過個体の飛翔状況の評価を分けて整理していただけるとよい。その上で、調査の時期や時間帯、条件や方法等を具体的に設定し、調査によって確認された行動を、繁殖、採餌、ねぐら、移動経路、通過のいずれとして評価したのかを示していただきたい。さらに、その評価を環境保全措置の検討にどのように反映したのかを示していただけるとよい。

【都市計画決定権者】 現段階においては、資料4の見解に示すとおり、渡り鳥の飛来や夜間調査については、文献調査のほか現地踏査による把握をした上で、直接観察法、ラインセンサス法、定点観察法により確認可能であると判断しているので、これらの調査を行って準備書に結果を記載したいと考えている。

【庄子委員】 いつ、何を、どのように、何に配慮して、何を考えて調査するのかが分からない。現時点の資料からは、調査時期、時間帯、地点設定、調査手法の具体性を十分に確認することが難しい。したがって、「このような方針で調査します」ということではなくて、調査を行うに当たっては、先ほど述べたように、検討すべき様々な項目が多くあるので、検討の上、準備書を作成いただきたい。

今の回答は、渡り鳥と夜間飛翔のどちらについての回答か。

【都市計画決定権者】 渡り鳥の調査である。

【庄子委員】 例えば、資料4の番号4において、「現地踏査により把握した上で、直接

観察法、ラインセンサス法、定点観察法により確認可能であると判断しています」とあるが、直接観察法というのは、どのような方法を使うのか、どの時期にどの時間帯にやるのか、どこに調査地点を置くのかということが非常に重要である。

渡り鳥や夜間飛翔というのは、一般的な目視観察のみでは検出が難しい。鳴き声調査や暗視機器を使うなどの工夫が必要だと思われる。そういった工夫についても、準備書ではしっかり書いていただきたい。

【塚田部会長】夜間調査について、都市計画決定権者から何か回答はあるか。

【都市計画決定権者】夜間調査についても、同様の回答となるが、調査の過程で確認された種について適切に把握し、評価して準備書の方に記載していく。

【庄子委員】「調査をしていく過程で何か出現すれば適切に対応する」という回答であったが、そもそも一般的な調査では検出が難しい部分がある。

したがって、調査手法について、鳴き声調査や暗視機器を例示したが、それ以外にも検討する事項は沢山ある。具体的には、先ほど伝えたとおり、時間帯や時期、調査地点をどこに置くのか、何人体制で調査するのかなどを示していただけるとよい。

また、夜間調査に関しては、調査手法により確認結果が大きく変わる可能性がある。現段階で資料に書かれている直接観察法は、どのような手法を示すのかを教えてください。

【都市計画決定権者】目視及び鳴き声の録音をして、種を特定することが基本である。

【庄子委員】夜間調査においては、通常目視のみでは検出精度に限界があると思われる。また、鳴き声については、対象種によっては鳴き声を聞いても生息数や種類を把握が難しい場合もある。鳴き声調査は生息環境によっては有効だが、暗視スコープなど、様々な機器を使用することで調査精度が上がる。重要種の可能性がある種について、実際に全てを把握することはできないが、調査精度の向上には充分つながると思われる。

よって、やはり目視と鳴き声のみの調査ではなくて、それ以外の調査についてもしっかり検討いただきたい。

【渡邊委員】資料3の2-1-8に「配慮書の段階ではオニバスしか掲載がなかったが、本方法書ではシラタマホシクサも掲載されている」という趣旨の記載があるが、このように、重要種が突如確認されるといったことがある。

その理由の1つ目は、単純なる調査資料の見落としである。

2つ目は、何らかの形で、元々、生育していたところを攪乱したことによって出現したという事例がある。

3つ目は、人為的にその場所に持ち込まれたという事例がある。例えば、保護などの活動が結構活発に行われているところだと、故意にではなくて、作業した長靴等に付着していた種が別の地域に移るといった場合もあるし、人為的に種蒔きされるような場合もある。

よって、調査の結果で重要な種が確認された場合には、保全措置を検討しなくてはならないが、少し注意しないといけない。

植物は動けないため、確認結果によっては、事業計画を大きく変更せざるを得ない場合がある。そのような場合に、私によく相談が来る。

例えば、遺伝子を調べると、そこに元々生育していた種なのか、種蒔き

された種なのかが分かる。

環境影響評価手続において、どの程度まで詳細に調査するかについては、予算等の都合もあると思うが、新たに重要種が出現した時には、専門家の指導・助言を受けながら進めていただきたい。

【都市計画決定権者】今は文献調査の段階であるため、今後、植物の現地調査にて確認された種については、専門家の意見を聞きながら予測及び評価をしていきたい。

【渡邊委員】この地域は、多くの人が調査をしていると思われる。目視のみで種を認定している場合と、標本がある場合とで信憑性は異なるが、文献調査の結果は一定の信頼性があると思われる。

よって、文献調査で確認されない種が確認される可能性は低いものの、それでも突如と出現するという場合が起こり得る。準備書段階で重要種が突如出現したという場合には、重要種が確認されたことは事実であるが、人為的攪乱について留意の上、検討するとよい。

【都市計画決定権者】今後、専門家に意見を聞きながら、準備書において調査結果をまとめ、予測及び評価をしていきたい。

なお、シラタマホシクサについては、市民から意見書をいただいたものの、配慮書の段階でも記載しており、記載漏れではない。

【伊藤委員】方法書に関する意見の概要において、「水の濁り以外に pH も予測対象としてほしい」という意見があった。部会報告案の水質の項目では「工事の実施に係る水の濁りの影響について」と、述べられているのが「濁り」のみであるため、この部分を「水質への影響について」に修正いただきたい。

【事務局】いただいた意見を参考に、部会報告を作成する。

【塚田部会長】部会報告案にも記載があるが、事業計画、工事計画等が具体化しておらず、どこをどうするのが分からない。1 km 幅のルート帯と言われても、意見の言いようがない。このような方法書に対して、責任を持って審査しましたと言うことは難しい。その点について、考えを聞かせていただきたい。

【都市計画決定権者】環境影響評価手続の方法書の段階は、都市計画手続として概略案を示す時期である。概略案は、まだ詳細なルートが決まっておらず、1 km 幅のルート帯を示している。また、構造の詳細についても決まっていない段階である。今後も、都市計画と環境影響評価の手続を進めていくが、その間に、住民説明会や、意見をいただくタイミングがある。その後、ルートを決めていき、皆様にお示しするというように、1 つ 1 つ段階を経ていくものとなっている。

【塚田部会長】ルートの詳細を先に決めてはダメなのか。

【都市計画決定権者】都市計画と環境影響評価の手続を同時に行っていく流れである。したがって、一足飛びでルート決定ということにはならない。配慮書の段階では複数のルート帯の案を比較し、方法書の段階では最適なルート帯で検討するというように、段階を踏みながら、都市計画手続と環境影響評価手続を進めている。

【塚田部会長】都市計画手続と環境影響評価手続を同時に行っていかなければならない、というルールがあるということか。

【事務局】都市計画決定の手続では事業構想を示して意見を求めて、事業をより精緻なものに磨き上げていく流れである。環境影響評価においても、計画が未熟な配慮書手続の段階から手続を進め、都市計画決定の手続の経過に伴い、事業の精度も上がっていく中で、方法書、準備書の手続が行われる。

環境影響評価法及び環境影響評価条例のいずれにおいても、その事業に関して都市計画決定を伴うものについては、これら2つの手続が異なる時期に進められると混乱を招くため、並行して手続を進めていくこととして、都市計画決定権者が事業者に代わって環境影響評価の手続を行う規定となっている。

2つの手続に関して、どの段階でどのようなことを行うかについて、過去の道路関連案件の審査の際にお示しした資料があるため、後ほど委員の皆様にご覧いただき送付させていただきます。

【塚田部会長】都市計画と環境影響評価の手続を同時に進めていかなければならないルールがあるとのことで理解した。

しかしながら、事業計画、工事計画等が具体化していない方法書に対して意見を述べることは無理であることは言うておきたい。

それから、前回の審査会において、動物の移動経路の調査を指摘したが、

例えば、道路の設置によって、1つの遺伝的な集団が2つに分かれ、集団の有効な大きさが小さくなってしまふことが考えられる。遺伝的な多様性が減少し、最終的には劣化してしまふため、そのような事態を防いで欲しいという趣旨で意見を述べた。

事業実施区域及びその端部から250m程度の範囲を調べるだけでは、遺伝的な流動がどのようになっているか、というのは分からないと思われる。

よって、その流動を調査するか、もしくは、ところどころ広い範囲でサンプリングをして、集団遺伝学的な構造を調査した方がよい。そうすることで、本方法書の予測の手法に記載がある「生息地が消失・縮小する区間及びその程度」を定量的に把握することができる。定性的ではなく、定量的にどれだけ分断してしまふのか、ということを目安に予測することが大事であるので、示していただきたい。

【都市計画決定権者】資料に記載した見解の繰り返しになるが、事業実施区域及びその端部から250m程度の範囲を目安に調査したい。道路のルートについては、様々な配慮をしながら検討中である。道路の構造が決まると、それによってその移動経路が分断されるおそれのある動物の種が把握できるため、その結果に配慮した道路のルート及び道路構造にしていきたい。

【事務局】今の質疑応答について、事務局から都市計画決定権者に対して趣旨を確認した部分があるため、補足させていただきます。

今、ルート帯は1km幅となっており、調査範囲はさらに両端250m広げた範囲としている。実際の道路のルートは、最終的には1km幅の中の限られた部分となることに対して、最大で幅1.5km分の調査範囲になる。それなりに広範囲の調査となるという趣旨の発言とのことであった。

【塚田部会長】集団の有効な大きさは、小さい種もいれば大きい種もいる。不明瞭な点が多い中で、「事業実施区域及びその端部から250m程度の範囲を目安に調査すれば大丈夫」とは言えないと思われる。

【庄子委員】本方法書は、文献調査による種の整理等については丁寧に行われていると感じるが、一方で、調査方法が十分に決まってない本方法書の適切さについては、先ほどの部会長からの意見にもあったように、私も同様に、やはり判断が非常に難しいと感じる。

都市計画決定権者の回答は「確認された種に応じて適切に対応する」という趣旨と理解したが、そもそも、何が出現するのかをしっかりと拾い上げることが重要である。また、重要種に限らず、普通種や集団ねぐら等の利用機能も、地域生態系を評価する上で重要である。

よって、準備書段階では、影響を適切に評価できるように、「どのような種がいた」という結果のみではなく、利用機能を把握できるようにしていただきたい。そして、その結果に対して、どのような環境保全措置を行うのかについて、しっかりと私たちが審査できるようにしていただきたい。

【都市計画決定権者】重要種のみではなく、普通種に関しても、典型性に着目して、調査を行っていく予定である。

【庄子委員】重要種以外もしっかりと調査するという事は良いことだと考えるが、調査の方法自体がとても重要であり、部会の場において、具体的な調査方法が提示されず、適切かどうかを審査することが非常に難しい状況である。

先ほどの回答のとおり、しっかりと調査するのであれば、どのように、何故やるのか、何故やらないのかをしっかりと整理いただきたい。また、先ほど話をした利用機能について盛り込んでいただきたい。

【事務局】事務局としても、今後、名古屋三河道路の準備書が出てきた際には、いただいた意見に関してどのように対応されているかをしっかりとフォローし、審査会の適切な運営を心がけたい。

【塚田部会長】部会報告については、本日の委員の皆様の意見を踏まえて作成する。

その内容については、関係委員に確認の上、部会長に一任いただいでよろしいか。

・部会報告の修正について、部会長に一任することとした。

(3) 閉会